

令和8年度「京温泉」魅力発掘及び協議会基盤強化事業委託応募要領

1 委託業務

令和8年度「京温泉」魅力発掘及び協議会基盤強化事業

2 委託業務内容

詳細は別紙仕様書のとおり。

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

金8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託費の支払条件

通常払い（委託業務完了後に受託者の請求により支払う）

(5) その他

受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ協議会の承認を得ることとする。

4 応募資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格に準じること。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) （略）

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

- (3) 公募開始日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定

に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

- (4) 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し、又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 個人情報の取扱について適切な保護措置を講じていること。
- (9) 契約の履行を複数の事業者で分担するために共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、以下の資格要件を全て満たすこと。
- ア コンソーシアムを構成する全ての事業者が、上記(1)～(8)の要件を満たすこと。
- イ コンソーシアムの代表者は、構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、コンソーシアムの正確な意思伝達を行うこと。
- ウ コンソーシアムの所在地は、代表事業者の所在地であること。
- エ コンソーシアムを構成する全ての事業者は、別の参加者又は別のコンソーシアムの構成員として本公募に応募していないこと。

5 応募方法

(1) 提出書類

資料名	部 数	備 考
ア 応募申請書【様式 1】	2 部	
イ 類似業務実績一覧【様式 2】	2 部	過去の実績がわかる制作物等があれば添付すること。
ウ 企画提案書【任意様式】	6 部	別紙「受託候補者選定審査基準及び企画提案書作成要領」に基づき作成すること。企画提案書は、A 4 判、片面 20 ページ以内（表紙・目次除く）で作成すること。
エ 見積書／経費内訳書 （消費税は内書きで記載）	6 部	委託業務実施に当たっての見積書（積算根拠がわかるように記載したもの）。見積書の宛名は「京都市温泉観光活性化協議会 会長」とすること。
オ 会社案内等	6 部	正本 1 部＋正本または複写 5 部
カ 協定書等【様式 3】 ※該当する場合のみ	2 部	コンソーシアムを結成する場合は、代表者名と構成員名を記載すること

※ ウ、エについては 6 部作成し、1 部のみ会社名を記載し、5 部は会社名を記載しないこと（ロゴマーク等会社が特定される文字の記載がないか注意すること）。

※ 部数が 2 部のものは、正本 1 部と複写 1 部とする。

※ 本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。なお、納税証明書（京都市税）及び調査同意書（水道料金・下水道使用料）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

資料名	部 数	備 考
登記簿謄本（履歴事項全部証明）	1 部	申請日前 3 か月以内に発行の 原本（写し不可）
印鑑証明書	1 部	
納税証明書（国税等、京都市税）	各 1 部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式 4】	1 部	
誓約書【様式 5】	1 部	

(2) 提出書類等の提出期限及び提出先

ア 提出期限：令和 8 年 8 月 2 1 日（金）午後 5 時まで（郵送必着）

イ 提出方法：持参（平日午前 9 時～午後 5 時）又は郵送（午後 5 時必着。書留郵便に限る）

ウ 提 出 先：京都市温泉観光活性化協議会事務局（京都市産業観光局観光 M I C E 推進室内
（担当：三浦、木下））

〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 3 8 4 番地

(3) 仕様書等に関する質疑応答

ア 質 問 方 法：電子メールのみとする（様式不問）。件名は、「令和 8 年度 「京温泉」 魅力発掘
及び協議会基盤強化事業に関する質問」とすること。

イ 問い合わせ先：kanko-mice@city.kyoto.lg.jp

京都市温泉観光活性化協議会事務局（京都市産業観光局観光 M I C E 推進室内
（担当：三浦、木下））

ウ 質 問 期 限：令和 8 年 8 月 1 3 日（木）午後 5 時まで（必着）

エ 質問への回答：全ての質問及び回答については、募集ページと同ページで公開することによって
行う（令和 8 年 8 月 1 7 日（月）予定）。

6 受託候補者の選定

(1) 選定方法

選定は、提出された企画提案書等の書類審査（書面審査）により行う。応募者から提出された企画提案書及び見積書について、「令和 8 年度「京温泉」魅力発掘及び協議会基盤強化事業企画に関する受託候補者選定委員会」において定める評価基準に基づき採点し、その平均点が最も高かった者を受託候補者として選定する。選定は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

なお、応募者が 1 者であった場合については、採点結果が一定点数以上（合計点が 6 割以上）の場合に受託候補者として決定する。

(2) 選定結果の通知

審査後速やかに受託候補者を決定し、結果については、応募者全員に通知する。

7 委託契約の締結

(1) 契約金額

提案書類提出時に提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(3) 契約の締結等

- ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。
- イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。
- ウ 受託候補者となった者が前項の手続きを行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。

8 スケジュール（予定）

令和8年8月 7日（金）	公募開始
8月13日（木）	質疑書の提出期限
8月21日（金）	各種必要書類の提出期限
8月26日（水）	結果通知
9月上旬	契約締結、業務開始

9 注意事項

(1) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が3(2)の契約金額の上限を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) その他

- ア 本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に協議会と連絡調整を行うこと。
- イ 本業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。
- ウ プロポーザル参加に要する一切の費用（提出書類作成費、交通費等）及び企画提案内容の実現に係る費用は、全て受託候補者の負担で行うこととする。
- エ 提出された応募書類は返却しない。
- オ 採択された提案は、協議会との協議により、修正・変更を行う場合がある。